

低濃度アトロピン0.025%点眼液について

低濃度アトロピンの治療は、**自由診療（保険適応外）**です

健康保険や医療費助成制度は適応されません。自費診療となります。
低濃度アトロピン0.025%処方と同日に保険診療を行うことはできません。
（保険診療の例：アレルギー性結膜炎の治療、眼鏡処方など）
2年間は治療を継続することが推奨されています。

低濃度アトロピン0.025%治療の対象となる方

6歳から12歳（12歳以上の方でもご相談ください）
軽度（－1D）～中程度（－6D）の近視
毎日、就寝前に点眼が可能な方
定期的な受診と検査を受けることが可能な方

予約について

土曜日の朝8時30分～45分で予約をお取りします。
同日に一般の診療を受けることはできません。
必ず予約を取ってから来院ください（海外から薬を輸入する都合上、2週間以上先の予約をお取りください）。

処方の流れと費用

初診時	保険診療	検査を行い近視の有無、治療適応についての診察 必要に応じて、調節麻痺薬での屈折検査や眼鏡処方 などを行います。
開始時	7,000円	検査と診察、点眼薬1本(4,000円)を処方します
1か月後	8,800円	診察にて継続可能か判断し、問題がなければ 点眼薬2本を処方します
2か月後	12,800円	2か月後の検査と診察、点眼薬を3本処方します
3か月後	13,500円	3か月後の検査と診察、点眼薬を3本処方します
点眼開始後6か月毎	15,000円	6か月毎に必要な検査と診察、点眼薬を3本処方 します

※検査内容は適宜変更する場合がございます。
※原材料費及び輸送費等の高騰により価格を予告なく改定する場合がございます。